## 第1章総則

## 第1章総 則

## 第1目的

この指針は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)、消防法施行 規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)、危険物の規制 に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危険物令」という。)、危 険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」 という。)、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭 和49年自治省告示第99号。以下「危険物告示」という。)、宮崎市火災予 防条例(昭和48年12月20日宮崎市条例第56号。以下「条例」という。)、 宮崎市危険物の規制に関する規則(平成4年6月26日規則第22号。以下「市 規則」という。)、に定める危険物規制事務を統一的に処理するため、必 要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 用語

この指針における用語の意義は、法、令、規則、危険物令、危険物規則、 危険物告示、条例、市規則、規程、建築基準法(昭和25年法律第201号) 及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の例による。

なお、「~指導する。」は、行政指導に該当する事項である。 (文書の末尾に◆を記載)